

京都大学医学部附属病院研修生規程及び京都大学医学部附属病院受託実習生規程を廃止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

一 京都大学医学部附属病院研修生規程（昭和五十三年達示第二十九号）

二 京都大学医学部附属病院受託実習生規程（昭和五十二年達示第三十三号）

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。